第5回定時株主総会議事次第

報告事項

第5期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)事業報告及び計算書類並びに連結計算書類 報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する

退職慰労金支給の件

平成22年6月29日

本州四国連絡高速道路株式会社

第5回定時株主総会 事業報告及び計算書類 並びに連結計算書類

目 次

事業報告	1
貸借対照表	10
損益計算書	12
株主資本等変動計算書	13
個別注記表	14
連結貸借対照表	19
連結損益計算書	21
連結株主資本等変動計算書	22
連結注記表	23
監査報告書 謄本	29

本州四国連絡高速道路株式会社

事業報告

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社の業務は、地域に立脚する「瀬戸内企業」として、本州と四国を連絡する3本の高速道路(以下、「本四道路」という。)の料金収受・交通管理・維持管理、サービスエリア・パーキングエリアでの売店・レストランの運営などを行っており、これら以外にも、これまで培ってきた橋梁技術を活用した事業や地域と連携した観光振興などに取り組んでおり、これらの業務を通じて、お客様に喜ばれ、地域社会に貢献する企業を目指しています。

こうした業務を適切かつ円滑に行うため、新会社発足時に、「お客様に安心、安全、快適にご利用していただけるよう、サービスの充実に努める」などを柱とする「経営理念」と、これに基づく社員の「行動規範」を定めるとともに、平成20年に「瀬戸内企業ビジョン」を策定し、「地域との協働」など7つの柱のもと、「経営理念」実現のために様々な活動を体系的に実践していくこととしました。具体的には、中期活動計画として、平成21年に「JB本四高速 中期経営計画2009-2011」を策定し、「経営理念」実現のための企業活動を行っております。

今後も、高い公共性を有し、地域の発展を支える「瀬戸内企業」として、社会の期待に応えるべく、様々な活動を実践してまいります。

以下、事業別に当期の事業概要をご報告申し上げます。

〔高速道路事業〕

当期の高速道路事業については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下、「機構」という。)との間で高速道路株式会社法第6条第1項に基づく本四道路に関する協定を締結し、同法第10条に基づく平成21事業年度の事業計画に対し国土交通大臣から認可を受け、これら協定及び事業計画に基づき、適切な道路管理を行い、お客様に安全、安心、快適に利用していただくとともに、橋梁や道路の万全な維持管理に努めました。

当期の本四道路の通行台数(*)は37,789千台と前期比で20.6%増加したものの、料金収入は53,576百万円と、料金割引の影響により27.2%減少となりました。これに、道路資産完成高5,395百万円及びその他の売上高141百万円を加え、高速道路事業の営業収益は、59,112百万円となりました。

料金収入53,576百万円のうち、35,838百万円については、機構と締結した協定第8条及び第9条の規定に基づき貸付料として機構に支払われ、債務の償還に充てられることになっております。

本四道路の通行料金につきましては、次の料金割引を実施しています。

- ○利便増進計画による料金割引(生活対策)
 - ・平日終日 全車種について3~5割引
 - ・休日終日 普通車、軽自動車等について5割引(上限料金1,000円)
 - ・休日夜間0~4時 中型車、大型車、特大車について3割引

また、前期に引き続き「与島PA Uターン割引」、「しまなみ悠遊プラン」等の企画

割引を実施しました。

本四道路におけるETC利用率は平成22年3月実績で89.0%となり、平成21年3月実績と比べ8.6ポイントの増加となりました。

構造物や施設の保全に関しては、お客様に安全、安心、快適に利用していただけるよう、 点検により状態の把握に努め、橋梁のコンクリート剥落防止対策や舗装補修を行うなど適 時適切に維持補修を実施しました。また、200年以上の長期にわたり利用される橋を目指 し、前期に引き続き、瀬戸大橋(瀬戸中央自動車道)及び因島大橋(西瀬戸自動車道)の 塗替塗装を行うとともに、明石海峡大橋・大鳴門橋とそれぞれの取り付け高架橋(神戸淡 路鳴門自動車道)等の耐震補強を推進しました。

地球温暖化防止の取組の一環として、淡路サービスエリア(上り線)への太陽光発電パネルの設置準備を行いました。

* 出口の年累計交通量

〔関連事業〕

関連事業については、本四道路を利用されるお客様の利便に供するためのサービスエリア・パーキングエリアの運営や長大橋技術を活用した調査・設計等の受託事業などを実施し、お客様や地域の皆様への多彩なサービスの提供や技術支援などに努めました。

休憩所等事業では、お客様に、より快適に、より楽しくご利用いただくために、淡路サービスエリアにコーヒー専門店の出店、ドッグランの整備などを行うとともに計画的な施設のリニューアルを実施しました。

受託事業では、これまで培ってきた長大橋の建設、管理技術を活用して、地方公共団体 等から長大橋の施工検討、技術支援業務などを受託しました。

また、一般国道317号生口島道路、大島道路の道路清掃作業、交通管理業務などのほか、 地方公共団体、他の高速道路会社等から関連する道路の維持修繕等を受託しました。本四 淡路線・本四備讃線の鉄道施設管理を機構から受託しました。

その他、高架下を活用した占用施設活用事業(駐車場)を実施しました。

〔当期の業績〕

当期の高速道路事業営業損益は、料金収入等からなる営業収益が59,112百万円、営業費用は58,784百万円となり、高速道路事業営業利益は328百万円となりました。

また、関連事業営業損益は、サービスエリア・パーキングエリア賃貸料や受託事業収入などを合わせた営業収益が2,107百万円、営業費用は2,002百万円となり、関連事業営業利益は104百万円となりました。

この結果、両者を合わせた全事業営業利益は433百万円となりました。これに、営業外収益191百万円と営業外費用65百万円を加減した経常利益は559百万円となり、特別利益330百万円を加え法人税などを差し引いた当期純利益は397百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

当期において機構に引き渡す道路資産に係る借入金として、下記のとおり民間金融機関より総額5,200百万円の借入れを行いました。

イ. 平成22年 1月28日

1,500百万円

口. 平成22年 3月29日

3,700百万円

②設備投資

当期における設備投資の主な内容は下記のとおりです。

イ. 当期に完成した設備

〔高速道路事業〕 ETC設備の拡充・料金機械等の更新

ロ. 当期において継続中の主要設備の新設・拡充

〔高速道路事業〕 ETC設備等の拡充

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第2期	第3期	第4期	第5期
				(当期)
売上高(百万円)	80, 150	84, 529	79, 971	61, 220
当期純利益(百万円)	1, 221	872	1,002	397
一株当たり当期純利益(円)	152. 73	109.04	125. 37	49.64
総資産(百万円)	40, 115	41,006	41, 117	38, 371

(4) 対処すべき課題

私たちは、本州と四国を結ぶ世界に誇る橋を良好に保つことにより、人と物の交流と地域の連携を推進し、経済の発展と生活の向上に寄与します。また、これまで培ってきた長大橋の建設、管理技術を活用して、広く社会に貢献します。

〔高速道路事業〕

高速道路事業については、機構と締結した協定に基づき、計画的に事業を行ってまいります。

代替路線のない本四道路の安全性を高めるため、耐震補強を継続するとともに、厳 しい自然環境の下にある海峡部長大橋梁の予防保全のため、適時適切な点検と補修を 行ってまいります。

事業の実施にあたっては、客観的・定量的な管理目標を定め、その目標の達成を確認するとともに、ライフサイクルコスト*の小さい、効率的な管理を行ってまいります。また、工事等の調達においては、入札・契約手続きの公正の確保と透明性・競争

性の向上を図るため、既に取り組んでいる諸施策の徹底を行ってまいります。さらに、 技術開発を進め、事業実施体制の効率化を図ることにより、コスト削減に努めてまい ります。

また、安全で快適な交通の確保のための交通管理に万全を尽くすとともに、ETC 設備等の充実、企画割引の活用、積極的な広報活動などにより、多くの方々に本四道 路を利用していただけるよう努力してまいります。

さらに、地元地方公共団体や観光関係の皆様などとの緊密な情報交換、インターネットを利用した顧客満足度調査、ご意見・お問い合わせの分析などによりニーズを把握し、お客様や地域の皆様のご要望に応えるよう努めてまいります。

*社会資本の建設費用や管理費用など耐用期間に要するすべての費用

〔関連事業〕

経営の安定と成長を目指し、お客様や地域の皆様に喜ばれる、多様な事業展開に努め、関連事業の拡大に取り組んでまいります。

本四淡路線・本四備讃線の管理や関連する道路の管理などの受託事業については、 高速道路事業と同様に、効率的に管理を行ってまいります。

さらに、休憩所等事業については、旅の疲れを癒し瀬戸内の自然・景観を満喫できる快適な空間の形成、地元の産物を活かした食事・土産など、お客様に喜ばれるサービスの提供に努めるとともに、効率的な施設運営を行ってまいります。

また、本州四国連絡橋の建設から維持管理を通じて蓄積した橋梁技術や発注者としての経験を活かし、国内外で、橋梁の調査、設計から施工及び維持管理までのあらゆる段階で、当社の保有する技術や技術者を活用した技術支援業務の拡大を図り、幅広く社会の要請に応えてまいります。

(5) 主要な事業内容

①高速道路事業

- イ. 料金収受及び交通管理
- 口. 維持及び修繕等の管理

②関連事業

- イ. 休憩所等事業
- 口. 道路の維持・修繕及び調査等の受託
- 八. 鉄道施設管理受託(本四備讃線等)
- 二. 長大橋の調査及び設計等受託
- ホ. その他の事業(占用施設活用事業)

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

①主要な事業所

事 業 所 名	所 在 地
本 社	兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22
東 京 事 務 所	東京都港区赤坂1-6-19
神戸管理センター	兵庫県神戸市垂水区名谷町549
鳴門管理センター	徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛18
岡山管理センター	岡山県都窪郡早島町大字早島2985
坂出管理センター	香川県坂出市川津町下川津4388-1
しまなみ尾道管理センター	広島県尾道市向島町6904
しまなみ今治管理センター	愛媛県今治市山路751-2

②使用人の状況(平成22年3月31日現在)

使用人数 395名 (前期末比 9名減)

平均年齢 44.9歳 平均勤続年数 23.1年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含めて おります。
 - 2. 平均勤続年数は、本州四国連絡橋公団における勤続年数を通算しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
	(百万円)	(%)	
JBハイウェイサービ	50	100	休憩所等事業、料金収受管理、交
ス株式会社			通管理
株式会社ブリッジ・エ	50	100	点検管理、長大橋維持修繕
ンジニアリング			
JBトールシステム株	30	100	料金収受機械保守整備、料金収
式会社*			入・交通量のデータ管理

^{*} 平成21年6月 株式会社TNSから社名変更

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
	(百万円)
株式会社みずほコーポレート銀行	2, 740
株式会社三 井 住 友 銀 行	2, 012

2. 株式に関する事項

①発行可能株式総数

32,000,000株

②発行済株式の総数

8,000,000株

③当期末の株主数

11名

④株主の状況

株	主	名	持 株 数	持株比率
			(株)	(%)
国土	交通:	大臣	5, 330, 440	66. 63
兵	庫	県	492, 355	6. 15
岡	山	県	343, 962	4.30
香	JII	県	343, 962	4.30
神	戸	市	300, 241	3.75
広	島	県	296, 557	3.71
愛	媛	県	296, 557	3.71
徳	島	県	270, 171	3. 38
大	阪	府	108, 589	1.36
大	阪	市	108, 589	1.36
高	知	県	108, 577	1.36

⁽注) 持株比率は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
伊藤周雄	代表取締役社長	
	会社の経営の総理	
星野 満	代表取締役副社長	
	経営計画室、企画部、業務部	
吉田悦郎	常務取締役	
	総務部、観光・お客様サービス室、監査室	
武田文男	常務取締役	
	経理部	
中村 守	常務取締役	
	長大橋技術センター、保全計画部、	
	保全事業部	
渡部 彰	監査役 (常勤)	
森口親司	監査役	
上島康男	監査役	株式会社ウエシマコーヒー
		フーズ相談役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の額	摘 要
	(人)	(百万円)	
取締役	5	87	取締役の報酬額 年額150百万円以内
監査役	3	22	監査役の報酬額 年額 70百万円以内
計	8	109	(平成17年9月27日開催の創立総会決議)

(3) 社外役員の主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	森口親司	当期開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、経営全般に係る助言及び提言を行っております。
監査役	上島康男	当期開催の全ての取締役会及び監査役会に出席し、経営全般に係る助言及び提言を行っております。

(4) 社外役員の報酬等の総額

	人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の
			子会社からの役員報酬等
	(人)	(百万円)	(百万円)
社外役員の報酬等の			
総額等	2	6	_

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
	(百万円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	16

⁽注)公認会計士法第2条第1項の監査業務に対する報酬を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特記すべき事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、会社法第362条第4項第6号及び同条第5項の規定に基づき、業務の適正を確保するために必要な「内部統制システムの構築の基本方針」を下記のとおり取締役会で決定し、この方針に基づき適切な業務執行と健全な経営に努めています。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ、 効率的に行われることを確保するため、次のような体制を整備するとともに、各取 締役は責任を持ってそれぞれの担当業務の執行に必要な諸規程の整備等を行いま す。

- ・取締役会を原則として毎月1回開催します。
- ・全社的に影響を及ぼす重要な事項については、あらかじめ、多面的な検討を経て 慎重に決定するために、取締役、常勤監査役及び主要な使用人から成る経営会議 を組織し、原則として毎月1回審議します。
- ・法令違反行為等に対する相談、通報体制を整備します。
- ・監査室において内部監査を行い、その結果を取締役会及び監査役会に報告します。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る文書は、社内規程に従って適切に保存し、管理を行い ます。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制 損失の危険の管理は、各取締役が責任を持ってそれぞれの担当業務について諸規 程の整備等を行い、管理体制を整えます。
- ④会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 子会社を含めた企業集団における業務の適正を確保するため、社内規程を整備し、 グループ会社経営会議等を通じた子会社との密接な連携に努めます。
- ⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人 に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補助は、監査室に所属する使用人が行います。また、監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査室に所属する使用

人の人事考課及び人事異動並びに監査室の組織変更については、事前に監査役と協議します。

⑥取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関す る体制

取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて、法定事項に加え、重要事項に関する取締役の決定内容及び監査室が行う内部監査の結果について遅滞なく報告します。

⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役と監査役が定期的にコミュニケーションを図るとともに、重要な会議には常勤監査役の出席を求めるなど、情報の提供に努めます。

貸 借 対 照 表 平成22年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社 (単位:百万円)

	 資産の音	τ		(単位:百万円)
	貝/土♥ノ卩	Þ		
流動資産				
現金及び預金			5,144	
高速道路事業営業未収入金			4,978	
未収入金			353	
未収収益			4	
短期貸付金			2	
有価証券			3,725	
(本)			2,211	
未成工事支出金			73	
貯蔵品			32	
前払金			137	
前払費用			21	
その他の流動資産			28	
貸倒引当金			\(\triangle \) 1_	
	流動資産合計			16,711
固定資産				_ ,
高速道路事業固定資産				
有形固定資産				
		0.1		
建物		91		
構築物		1,992		
機械及び装置		6,034		
車両運搬具		254		
工具、器具及び備品		79		
土地		134		
リース資産		3		
建設仮勘定		183	8,775	
無形固定資産	-		201	8,976
関連事業固定資産				0,010
有形固定資産				
		720		
建物		739		
構築物		199		
機械及び装置		1		
工具、器具及び備品		26		
土地		4,830		5,797
各事業共用固定資産				
有形固定資産				
建物		1,701		
構築物		73		
機械及び装置		4		
工具、器具及び備品		26		
土地				
		3,155	4.005	
建設仮勘定	_	4	4,965	F 000
無形固定資産			117_	5,083
投資その他の資産				
関係会社株式			248	
投資有価証券			1,379	
長期貸付金			26	
長期前払費用			1	
長期未収入金			8	
その他の投資等			147	
貸倒引当金			△ 8	1,802
><1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	固定資産合計			$\frac{1,662}{21,660}$
	資産合計			38,371
	只 /生口门			

		(単位:百万円)
負債	の部	
流動負債		
高速道路事業営業未払金	5,039	
1年以内返済予定長期借入金	1,054	
リース債務	0	
未払金	807	
未払法人税等	203	
未払費用	1	
預り金	245	
受託業務前受金	73	
前受収益	3	
賞与引当金	264	
流動負債合計		7,695
固定負債		
道路建設関係長期借入金	3,700	
その他の長期借入金	26	
リース債務	2	
長期未払金	526	
受入保証金	47	
退職給付引当金	13,176	
役員退職慰労引当金	28	
ETCマイレージサービス引当金	706	
固定負債合計		18,214
負債合計		25,909
純資	産の部	
株主資本		
資本金		4,000
資本剰余金		,
資本準備金	4,000	
資本剰余金合計		4,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	3,815	
繰越利益剰余金	<u>4,461</u>	
利益剰余金合計		4,461
株主資本合計		12,461_
純資産合計		<u>12,461</u>
負債•純資産合計		<u>38,371</u>

損 益 計 算 書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

			(単位:百万円
高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	53,576		
道路資産完成高	5,395		
その他の売上高	141_	59,112	
営業費用			
道路資産賃借料	35,838		
道路資産完成原価	5,395		
管理費用	17,550	58,784	
高速道路事業営業利益			328
関連事業営業損益			
営業収益			
休憩所等事業収入	375		
鉄道管理受託業務収入	981		
その他受託業務収入	750_	2,107	
営業費用			
休憩所等事業費	294		
鉄道管理受託業務事業費	981		
その他受託業務事業費	726	2,002	
関連事業営業利益			104
全事業営業利益			433
営業外収益			
受取利息		10	
有価証券利息		29	
土地物件貸付料		136	
雑収入		15_	191
営業外費用			
支払利息		29	
雑損失		35	65
経常利益			559
特別利益			
ハイウェイカード前受金取崩益		136	
ETCマイレージサービス引当金戻入益		193	330
税引前当期純利益			889
法人税、住民税及び事業税			492
当期純利益			397

株主資本等変動計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(本州四国連絡高速道路株式会社)

	株主資本						
		資本剰余金		利益剰余金			
			その他を	利益剰余金			
	資本金	資本準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	純資産合計
平成21年3月31日残高	4, 000	4, 000	2, 900	1, 164	4, 064	12, 064	12, 064
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立			914	△ 914	-	-	-
当期純利益				397	397	397	397
事業年度中の変動額合計	_	-	914	△ 517	397	397	397
平成22年3月31日残高	4, 000	4, 000	3, 815	646	4, 461	12, 461	12, 461

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・移動平均法による原価法 満期保有目的の債券 ・・・・・・ 償却原価法 (定額法)

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産・・・・・・・・・ 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方

法)

未成工事支出金・・・・・・・ 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方

法)

の方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物2~50年構築物2~60年機械及び装置2~17年車両運搬具2~7年工具、器具及び備品2~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によって おります。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当 事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按 分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による 定額法により按分した額を、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)が適用されたことに伴い、当事業年度から同企業会計基準を適用しております。

これに伴う損益への影響はありません。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進 捗率の見積もりは原価比例法)を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しており ます。

(会計方針の変更)

受託業務収入に係る工事の収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が適用されたことに伴い、当事業年度に着手した工事契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。これに伴う損益への影響はありません。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資產減価償却累計額

高速道路事業有形固定資産減価償却累計額 4,473百万円 関連事業有形固定資産減価償却累計額 346百万円 各事業共用有形固定資産減価償却累計額 431百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務 328,390百万円 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務 5,700百万円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 3百万円 短期金銭債務 606百万円 長期金銭債権 11百万円 長期金銭債務 8百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引

営業取引

営業収益 380百万円営業費用 5,448百万円

営業取引以外の取引

営業外収益 14百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 800万株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

(林延忧並貝座)	百万円
退職給付引当金	5, 353
賞与引当金	107
ETCマイレージサービス引当金	286
未払事業税	25
その他	19
繰延税金資産小計	5, 792
評価性引当額	△5, 792
繰延税金資産合計	=

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当期末残高相当額

(単位・百万円)

			(十匹・口/111)
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
工具、器具及び備品	50	27	22
無形固定資産(ソフトウェア)	102	56	46
計	153	84	68

- (注)取得価額相当額は、未経過リース料当事業年度末残高が有形固定資産の当事業年度末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- 2. 未経過リース料当事業年度末残高相当額

一年以内	30百万円
一 年 超	38百万円
合 計	68百万円

- (注)取得価額相当額は、未経過リース料当事業年度末残高が有形固定資産の当事業年度末残高に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。
- 3. 支払リース料、減価償却費相当額

 支払リース料
 30百万円

 減価償却費相当額
 30百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内 35,424百万円 一 年 超 1,968,324百万円 合 計 2,003,749百万円

平成21年3月10日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定に基づく ものであります。

- 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
- 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位:百万円)

	♦ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			中米の	議決権等	関係	內容				
属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	の所有(被 所有)割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内 容(注)	取引金額	科目	期末残高
								道路資産		高速道路	
主要株主 が議決権	(独)日本			高速道路 に係る道 路資産の			道路資産 の借受け	道路資産 賃借料 (注)1		事業営業未払金	3, 145
の過半数 を所有し	局 保有・債 発 み 返 込 終		4, 855, 290	伊女なが	_	_	債務保証	債務保証 (注) 2	328, 390	-	_
ている会 社等	構			関的、単 継債務の 返済等				債務保証 (注)3	5, 700		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 平成21年3月10日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、2,003,749百万円であります。

- 2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。
- 3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額1,557.73円一株当たり当期純利益49.64円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

(1)採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度(建設関係法人厚生年金基金)及び退職一時金制度を設けております。

(2)退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

区	分	平成22年3月31日現在
退職給付債務	(A)	18, 058
年金資産	(B)	3, 533
未認識数理計算上の差異	(C)	1, 583
未認識過去勤務債務(債務の減額)	(D)	△ 235
退職給付引当金	(E)=(A)-(B)-(C)-(D)	13, 176

(3)退職給付費用に関する事項

(単位:百万円)

		(1 屋・日/31 3/
ᅜ	/\	自平成21年4月1日
区	分	至平成22年3月31日
勤務費用	(A)	508
利息費用	(B)	352
期待運用収益	(C)	△ 29
数理計算上の差異の費用処理額	(D)	237
過去勤務債務の費用処理額	(E)	△ 39
退職給付費用	(F)=(A)+(B)+(C)+(D)+(E)	1,029

(4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準

割引率2.00%期待運用収益率1.00%

過去勤務債務の額の処理年数 発生年度から10年で償却

数理計算上の差異の処理年数 発生年度の翌年度から10年で償却

連 結 貸 借 対 照 表 平成22年3月31日

本州四国連絡高速道路株式会社 (単位:百万円)

	資産の部		(単位:百万円)
流動資産			
現金及び預金		5,527	
未収入金		5,551	
有価証券		3,924	
たな卸資産		2,199	
短期貸付金		498	
繰延税金資産		100	
その他		211	
貸倒引当金		$\triangle 2$	
流動資產	 崔合計		18,011
固定資産			
有形固定資産			
建物及び構築物	6,560		
機械及び運搬具	6,322		
土地	9,836		
リース資産	62		
その他	410	23,193	
無形固定資産	_	328	23,521
投資その他の資産			
投資有価証券		1,406	
長期未収入金		8	
繰延税金資産		52	
その他		303	
貸倒引当金	_	△ 8	1,762
固定資產	雀合計	_	25,284
資產	雀合計	=	43,295

負債の部		(単位:百万円)
負債の部		
流動負債		
未払金	5,886	
短期借入金	266	
一年以内返済予定長期借入金	1,153	
未払法人税等	332	
前受金	73	
賞与引当金	426	
リース債務	15	
その他	333	
流動負債合計		8,488
固定負債		
長期借入金	3,752	
長期未払金	718	
退職給付引当金	13,670	
役員退職慰労引当金	83	
ETCマイレージサービス引当金	706	
負ののれん	1,647	
リース債務	50	
その他	434	
固定負債合計	_	21,064
負債合計	_	29,553
純資産の部		
株主資本		
資本金		4,000
資本剰余金		4,000
利益剰余金		5,742
株主資本合計		13,742
純資産合計	_	13,742
負債•純資産合計	=	43,295
	-	

連結損益計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

本州四国連絡高速道路株式会社

			(十匹:日/311)
営業収益		62,935	
営業費用			
道路資産賃借料	35,838		
高速道路事業管理費及び売上原価等	21,584		
販売費及び一般管理費	4,601	62,025	
営業利益			909
営業外収益			
受取利息		18	
有価証券利息		30	
土地物件貸付料		121	
負ののれん償却額		102	
雑収入		28	302
営業外費用			
支払利息		34	
雑損失		45	80
経常利益			1,131
特別利益			
ハイウェイカード前受金取崩益		136	
ETCマイレージサービス引当金戻入益		193	330
税金等調整前当期純利益			1,462
法人税、住民税及び事業税			728
法人税等調整額			△ 21
当期純利益		•	756
		:	

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

本州四国連絡高速道路株式会社

	株主資本			純資産		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	合計	
平成21年3月31日残高	4, 000	4, 000	4, 986	12, 986	12, 986	
連結会計年度中の変動額						
当期純利益			756	756	756	
連結会計年度中の変動額合計	-	-	756	756	756	
平成22年3月31日残高	4, 000	4, 000	5, 742	13, 742	13, 742	

連結注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

JBハイウェイサービス㈱ ㈱ブリッジ・エンジニアリング JBトールシステム㈱

(2)非連結子会社の名称等

(株)ネクストウェイ (株)シンプウ (株)FLAP

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、売上高、総資産、当期純損益及び利益剰余金は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称等

(株)ネクストウェイ (株)シンプウ (株)FLAP

(持分法を適用していない理由)

非連結子会社はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

- 4. 会計処理基準に関する事項
 - (1)重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

満期保有目的の債券・・・・・・償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のないもの・・・・・・・・ 移動平均法による原価法

②たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物2~60年機械及び運搬具2~17年その他2~15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によって おります。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による定額法により按 分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(10年)による 定額法により按分した額を、発生の翌年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)が適用されたことに伴い、当連結会計年度から同企業会計基準を適用しております。

これに伴う損益への影響はありません。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づき当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑤ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項

①収益及び費用の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)を適用しております。その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(会計方針の変更)

受託業務収入に係る工事の収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)が適用されたことに伴い、当連結会計年度に着手した工事契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積もりは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

これに伴う損益への影響はありません。

- ②消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。
- 5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、部分時価評価法を採用しております。

6. 負ののれんの償却に関する事項

負ののれんは、20年間で均等償却しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資產減価償却累計額

5,744百万円

2. 保証債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務 保証予約 328, 390百万円

5,700百万円

200百万円

3. 担保に供している資産

建物及び構築物

887百万円

土地

1,688百万円

上記資産は、借入金126百万円の担保に供しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式

800万株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については、安全性の高い預金等に限定し、資金調達については、銀行借入によっております。 営業債権である未収入金に係る信用リスクは、社内規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有 価証券及び投資有価証券は、主として譲渡性預金、国債、地方債等であります。

借入金は、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡す道路資産に係る借入金及び日本 道路公団等民営化関係法施行法第13条第1項に規定する基本方針に基づき、本州四国連絡橋公団から引き継 いだ借入金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額 (*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	5, 527	5, 527	_
(2) 未収入金	5, 551	5, 551	_
(3) 有価証券	3, 924	3, 929	4
(4) 投資有価証券	1, 399	1, 422	22
(5) 未払金	(5, 886)	(5, 886)	_
(6) 1年以内返済予定長期借入金	(1, 153)	(1, 153)	_
(7) 長期借入金	(3, 752)	(3, 752)	_

^(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(3)有価証券及び(4)投資有価証券

これらの時価については、市場価格によっております。

(5) 未払金及び(6) 1年以内返済予定長期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

(7)長期借入金

変動金利によるものであり、金利が一定期間で更新されることから、時価は帳簿価格とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式等(連結貸借対照表計上額6百万円)は、市場価値がなく、かつ将来キャッシュ・フローを 見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」 には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産に関する注記事項

当社及び当社の一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2, 575	2, 909

- (注)1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定評価額であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年 11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は、次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当連結会計年度末残高相当額

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	当期末残高相当額
機械及び運搬具	93	58	35
その他	83	45	37
無形固定資産(ソフトウェア)	108	61	47
合 計	285	165	120

- (注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しております。
- 2. 未経過リース料当連結会計年度末残高相当額

一年以内	52百万円
一年超	67百万円
合 計	120百万円

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いため、支払 利子込み法により算定しております。

道路資産賃借料に係る未経過リース料当期末残高相当額

道路資産賃借料

一年以内35, 424百万円一年超1,968,324百万円合計2,003,749百万円

平成21年3月10日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定に基づく ものであります。

- 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
- 2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

	百万円	
退職給付引当金	5, 440	
賞与引当金	173	
ETCマイレージサービス引当金	286	
未払事業税	36	
その他	64	
繰延税金資産小計	6, 001	
評価性引当額	△ 5, 792	
繰延税金資産合計	209	
(繰延税金負債)		
(水), 近, 五, 只, 一,	百万円	
子会社時価評価差額	△ 55	
繰延税金負債合計	△ 55	
繰延税金資産(負債)の純額	153	

(注)繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 - 繰延税金資産固定資産 - 繰延税金資産52百万円

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

(単位:百万円)

	~ ** I			± /// o	議決権等	関係	内容	#. #! o . ! .			
属性	会社等の 名称	住所	資本金	事業の 内容	の所有(被 所有)割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内 容(注)	収り並領	科目	期末残高
主要株主 が議決権	(独)日本			高速道路 に係る道 路資産の			道路資産 の借受け	道路資産 賃借料 (注)1	35, 838	高速道路 事業営業 未払金	3, 145
の過半数 を所有し	局 保有・債 発 及 済 終 あ 返 済 終		4, 855, 290	収去なが	_	_	債務保証	債務保証 (注) 2	328, 390	I	1
ている会 社等	構			製情務の 返済等				債務保証 (注)3	5, 700	I	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 平成21年3月10日締結の一般国道28号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等に関する協定により支払っております。当該協定では、料金収入及び道路資産賃借料等を変更しておりますが、これに伴う損益への影響はありません。

道路資産の借受けに係る未経過リース料残高相当額は、2,003,749百万円であります。

- 2 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条により連帯した債務であります。
- 3 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条により連帯した債務であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額1,717.80円一株当たり当期純利益94.53円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 31 日

本州四国連絡高速道路株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 横 井 康 印 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 西 野 裕 久 ⑩ 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 5 月 31 日

本州四国連絡高速道路株式会社 取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 横 井 康 卿 業務執行社員

指定社員 公認会計士 西野裕久 印業務執行社員

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、本州四国連絡高速道路株式会社の平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、本州四国連絡高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

監 査 報 告

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの平成2 1事業年度(第5期)の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監 査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたしま す。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施 状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要綱に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各管理センターにおいて業務及び財産の状況の調査を行いました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容(内部統制システムの構築の基本方針)及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ー 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反 する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成22年6月3日

本州四国連絡高速道路株式会社 監査役会

監査役(常勤) 渡 部 彰 📵

監査役 森口親司 印

監査役 上島康男 🗊

(注) 監査役森口親司及び監査役上島康男は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

第5回定時株主総会 議案及び参考事項

目	次			
	第1号議案	剰余金処分案承認の件		1
	第2号議案	取締役及び監査役選任の件		2
	第3号議案	退任取締役及び退任監査役に 退職慰労金支給の件	こ対する 	4

本州四国連絡高速道路株式会社

第1号議案 剰余金処分案承認の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 その他利益剰余金の処分に関する事項

- (1)増加する剰余金の項目及びその額別途積立金338,158,153円
- (2)減少する剰余金の項目及びその額繰越利益剰余金338,158,153円

第2号議案 取締役及び監査役選任の件

取締役全員(5名)及び監査役全員(3名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名及び監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役の選任に関しましては、監査役会の同意を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	伊 藤 周 雄 (昭和15年1月6日)	昭和37年4月 東洋紡績株式会社入社 平成6年6月 取締役 平成10年6月 常務取締役 平成15年6月 専務取締役 平成14年6月 東洋紡不動産株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る ・会社の経営の総理	0 株
2	吉 田 悦 郎 (昭和25年4月27日)	昭和48年4月 建設省入省(現国土交通省) 平成14年1月 同省国土交通大学校長 平成15年7月 財団法人道路新産業開発機構常務理事 平成17年10月 当社常務取締役 現在に至る ・総務部、観光・お客様サービス室及び監査室担当	0 株
3	武 田 文 男 (昭和28年2月8日)	昭和50年4月 自治省入省(現総務省) 平成14年4月 福岡県副知事 平成17年4月 内閣府大臣官房審議官(防災担当) 平成18年10月 財団法人日本消防設備安全センター専務理事 平成20年6月 当社常務取締役 現在に至る ・経理部担当	0 株
4	岸 本 良 孝 (昭和25年9月7日)	昭和50年4月 本州四国連絡橋公団入社 平成14年7月 同公団長大橋技術センター長 平成17年10月 当社企画部長 平成20年6月 当社管理事業本部長 現在に至る	0 株

(注) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1	新 尚 一 (昭和16年11月21日)	平成6年6月 神栄株式会社常務取締役 平成9年6月 専務取締役 平成12年4月 代表取締役社長 平成20年6月 代表取締役会長 現在に至る 〔重要な兼職の状況〕 神栄株式会社代表取締役会長	0 株
2	本 多 佑 三 (昭和22年8月13日)	平成8年4月 大阪大学経済学部教授 平成18年4月 大阪大学金融・保険教育研究センター長 平成18年6月 大阪大学大学院経済学研究科 研究科長・経済学部長 平成22年4月 大阪大学名誉教授 平成22年4月 関西大学総合情報学部教授 現在に至る	0 株
3	小 田 勝 士 (昭和28年3月29日)	昭和50年4月 本州四国連絡橋公団入社 平成18年7月 当社総務部次長 平成19年7月 当社監査室長 平成20年6月 当社経理部長 現在に至る	0 株

- (注1) 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
- (注2) 新尚一氏及び本多佑三氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役 候補者であります。
- (注3) 新尚一氏につきましては、会社経営者としての幅広い経験、見識により経営全般に係る助言及び提言をいただけるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。

本多佑三氏につきましては、過去に社外取締役及び社外監査役以外の立場で会社の経営に関与したことはありませんが、学識経験者として深い知見を有しており、経営全般に係る助言及び提言をいただけるものと期待できるため、選任をお願いするものであります。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金支給の件

取締役星野満氏、取締役中村守氏、監査役渡部彰氏、監査役森口親司氏及び監査役上島康男氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を支給することとしたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略	歴
星野満	平成17年10月	当社代表取締役副社長 現在に至る
中 村 守	平成20年6月	当社常務取締役 現在に至る
渡 部 彰	平成20年6月	当社常勤監査役 現在に至る
森口親司	平成17年10月	当社非常勤監査役 現在に至る
上 島 康 男	平成17年10月	当社非常勤監査役 現在に至る